

ドイツにおける防疫措置
(ヘッセン州及びザールラント州における入国・帰国者の14日間の自宅隔離)

2020年6月16日
在フランクフルト日本国総領事館

【ポイント】

●ドイツ入国時の検疫措置について、ドイツ連邦保健省の新たな検疫措置を踏まえ、ヘッセン州政府及びザールラント州政府は州令の改正を行いました。これにより、ロベルト・コッホ研究所が指定したリスク地域以外に滞在した場合であって、感染症状のない場合は隔離義務の対象外となります。

【本文】

1. ヘッセン州及びザールラント州は、入国・帰国者の14日間の自宅隔離について定めるコロナ対策州令を改正しました。改正後の措置はそれぞれの州で6月15日から有効となっております。

2. 両州の州令によれば、概要は以下のとおりです。

(1) ドイツ入国前14日以内にリスク地域に滞在した場合は、感染予防法に基づき、到着後遅滞なく自宅または滞在先に向かい、原則としてその後14日間の隔離義務を負います。

(2) リスク地域は、その者がドイツ入国時点で、感染リスクが高いとしてロベルト・コッホ研究所が公表した国・地域です。(当館注：6月15日現在、日本はリスク地域のリストに掲載されていません。今後、定期的に見直される見通しです。)

<https://www.rki.de/covid-19-risikogebiete>

(3) 上記(1)に該当する人は、リスク地域から入国・帰国したことについて管轄の保健所に連絡してください。管轄の保健所は以下より検索可能です(郵便番号検索)。

<https://tools.rki.de/plztool/>

(4) 隔離義務を負わない例としては、以下のとおりです。

○ロベルト・コッホ研究所が指定するリスク地域への滞在歴が無く、かつ同研究所が定める基準に従って、新型コロナウイルス(Covid-19)に係る感染症状がない場合。

○トランジット(乗り継ぎ)の場合。

○入国前48時間以内に、新型コロナウイルス感染テストの結果が陰性であると診断書により証明できる場合。ただし、この場合の診断書は、ロベルト・コッホ研究所が以下のサイトで発表する欧州諸国またはその他の国のものに限る(15日現在未発表)。

<https://www.rki.de/covid-19-tests>

3. 各州措置の詳細については、各州令本文(いずれも独語)をご覧ください。各州ホットラインにお問い合わせください。

(1) ヘッセン州

ア. 州令本文 :

https://www.hessen.de/sites/default/files/media/hessen.de_land/1vo_corona_15._juni_2020.pdf

イ. ホットライン : 0800-555-4666 受付 : 月~金 8:00~20:00, 土日祝 9:00~15:00
(2) ザールラント州

ア. 州令本文 : <https://corona.saarland.de/DE/service/massnahmen/verordnung-stand-2020-06-10.html>

イ. ホットライン : 0681 501-4422 受付 : 月~金 9:00~15:00, 土日祝 無し

4. ラインラント=プファルツ州における14日間の自宅隔離については、今後変更される可能性はあるものの、現時点においては、EU加盟国、欧州自由貿易連合加盟国及び英国以外から入国した人については、隔離が義務付けられています。詳細は、5月15日付当館からのお知らせ「ドイツにおける防疫措置（連邦政府と各州の協議を踏まえた当館管轄3州における緩和措置：その3）」をご覧ください。

リンク :

https://www.frankfurt.de.emb-japan.go.jp/jp/konsular/20200515_corona_virus_lockerungen.pdf

【参考】

○ドイツ連邦保健省（入国者に対する措置）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus/merkblatt-fuer-reisende.html>

○ロベルト・コッホ研究所（リスク地域）

https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/Risikogebiete_neu.html

■外務省海外安全ホームページ（ドイツ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_165.html#ad-image-0

■在ドイツ日本国大使館ホームページ（新型コロナウイルスに関する最新情報）

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■ドイツ連邦保健省（新型コロナウイルスに係る最新情報）

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.rki.de/SharedDocs/FAQ/NCOV2019/FAQ_Liste.html

https://twitter.com/rki_de

■ドイツ連邦外務省（渡航情報）（最新情報）

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■厚生労働省

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

○水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

○感染症情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html

○咳エチケット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html>

■世界保健機関（WHO）

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

<https://twitter.com/who>

■在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

【お問い合わせ先】

在フランクフルト日本国総領事館

MesseTurm 34.0G, Friedrich-Ebert-Anlage 49, 60327, Frankfurt am Main

代表電話：+49-(0)69-2385-730（閉館時は緊急電話対応業者につながります）

領事部メール：konsular@fu.mofa.go.jp